

小山水処理センター
汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業

入札説明書
(変更版)

令和2年9月30日

小山市

目 次

1	入札説明書の位置づけ	1
2	特定事業の概要	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 事業目的	2
	(3) 公共施設等の管理者の名称	2
	(4) 対象となる公共施設等の概要	2
	(5) 処理対象物	2
	(6) 施設規模	2
	(7) 事業方式	3
	(8) 事業範囲	3
	(9) 事業期間	4
	(10) 公共施設等の概要	4
	(11) 事業者の収入	5
	(12) 市による事業の実施状況の確認（モニタリング）	6
	(13) 事業スケジュール	6
	(14) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等	6
3	入札参加者に必要な資格に関する事項	7
	(1) 入札参加者の構成等	7
4	入札手続きに関する事項	10
	(1) 入札スケジュール	10
	(2) 入札説明書等の公表	11
	(3) 入札参加資格に関する質問の受付	11
	(4) 入札参加資格に関する質問への回答	12
	(5) 入札参加資格を除く入札説明書等に関する質問の受付	12
	(6) 入札参加資格を除く入札説明書等に関する質問への回答	13
	(7) 入札参加表明書の受付	13
	(8) 入札参加資格審査結果の通知	13
	(9) 入札参加資格審査結果への理由説明の受付	14
	(10) 競争的対話の実施	14
	(11) 技術提案書及び見積書の受付	15
	(12) 技術対話の実施	16
	(13) 再技術提案書及び再見積書の受付	16
	(14) プレゼンテーション、ヒアリングの実施	17

(15) 入札参加資格審査結果の通知.....	17
(16) 入札書の提出.....	17
(17) 開札.....	18
(18) 入札価格の算定方法.....	18
(19) 入札参加に関する留意事項.....	18
5 事業者の選定に関する事項.....	20
(1) 審査委員会の設置.....	20
(2) 入札方式.....	20
(3) 落札者の決定.....	20
(4) 結果の通知及び公表.....	21
6 事業契約に関する事項.....	22
(1) 基本協定の締結.....	22
(2) 事業者との契約の締結.....	22
(3) 契約を締結しない場合.....	22
(4) 特別目的会社（SPC）の設立等.....	22
(5) 費用の負担.....	22
(6) 契約保証金.....	23
7 事業実施に関する事項.....	24
(1) 誠実な事業の遂行.....	24
(2) 市による本事業の実施状況の確認.....	24
(3) 事業期間中の事業者と市の関わり.....	24
(4) 支払い手続き.....	24
8 その他.....	24

別紙1 サービス購入料の構成及び支払方法

別紙2 モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法

別紙3 サービス購入料の改定方法

別紙4 電気料金の算出方法

1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、小山市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に基づき、令和 2 年 7 月 9 日に特定事業として選定した「小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する総合評価一般競争入札（以下「本件入札」という。）を実施するにあたり、本事業及び本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。令和 2 年 3 月 3 日に公表した実施方針及び令和 2 年 5 月 13 日に公表した要求水準書（案）は、本件入札の条件を構成せず、令和 2 年 4 月 14 日に公表された「実施方針に関する質問・意見への回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

○別添資料

- 別添資料 1 要求水準書
- 別添資料 2 様式集
- 別添資料 3 落札者決定基準
- 別添資料 4 基本協定書（案）
- 別添資料 5 事業契約書（案）

入札説明書等に記載がない事項については、「入札説明書等に関する質問への回答」によることとする。

2 特定事業の概要

(1) 事業名称

小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業

(2) 事業目的

小山水処理センターは、1976(昭和51)年6月の供用開始から44年が経過している。汚泥処理設備においては、2004～2007(平成16～19)年度に重力濃縮設備、汚泥脱水設備を改築しているが、汚泥消化設備は供用開始以来、改築を行っていないため老朽化が著しく、早急な改築が必要な状況である。また、機能面においては、濃縮汚泥全量を消化タンクに投入できないため半分程度は直接脱水せざるを得ないこと、消化ガスを効果的に活用しきれていないことが課題である。

これらの課題に対し、汚泥消化施設全体の改築、全量汚泥消化の導入に伴う関連施設の新設・増設、消化ガス発電施設、汚泥燃料化施設の新設等により、安定的な下水道事業の運営のもと、コスト、温室効果ガス排出量を削減し、また民間のノウハウ、創意工夫を活用し更に事業効果を引き上げるため、汚泥処理施設全体を事業範囲とするPFI事業を導入する。

(3) 公共施設等の管理者の名称

小山市下水道事業 管理者 小山市長 浅野 正富

(4) 対象となる公共施設等の概要

(ア) 名称

小山水処理センター

(イ) 事業の対象となる施設

事業の対象となる施設は、小山水処理センターの汚泥処理施設である汚泥濃縮施設、汚泥消化施設、消化ガス発電施設、汚泥脱水施設、汚泥燃料化施設等で構成される。(以下、本事業の対象となる既存施設及び事業者が新設する施設(以下、「新規施設」という。)を併せて「本施設」という。)

(5) 処理対象物

公共下水汚泥

(6) 施設規模

ア 最初沈殿池汚泥：約643m³/日、約6.43dst/日

イ 余剰汚泥：約578m³/日、約3.47dst/日

(7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき同法第8条第1項の規定による事業者が当該事業に必要な施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設の維持管理・運営を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

本施設の維持管理・運営期間は、施設の供用開始から20年間とする。

(8) 事業範囲

ア 新規施設の設計・建設業務

(ア) 設計業務

- a 実施設計業務
- b 設計に伴う各種申請等の業務
- c 市が実施する近隣説明への協力

(イ) 建設業務

- a 建設用地の造成業務
- b 新規施設の建設業務（各種申請業務、近隣調整及び準備調査等含む。）
- c 試運転業務
- d その他建設に必要な関連業務（完工検査、各種申請図書の提出等）

イ 本施設の維持管理・運營業務

(ア) 維持管理・運営計画等の策定業務

(イ) 保全管理業務

- a 保守点検業務
- b 修繕業務

(ウ) 運転管理業務

- a 本施設の運転操作及び監視業務
- b 分析業務
- c 報告業務
- d ユーティリティ等の調達・管理業務
- e 固形燃料の安全管理業務
- f エネルギー管理業務

(エ) 固形燃料の利用

(オ) 栃木県下水道資源化工場への脱水汚泥の搬出

(カ) その他維持管理・運営に必要な関連業務

- a 衛生管理業務
- b 外構管理業務
- c 保安管理業務

- d 非常時対応業務
 - e 見学者対応、パンフレット等作成業務
 - f 住民対応業務（技術提案書に基づき実施される事業の内容に対する要望、訴訟等への対応）
 - g スtockマネジメント計画における調査データの整理・協力
- (キ) 事業終了時の市への引継ぎ業務
- a 事業終了後の市の修繕・更新等への提案業務
 - b 市への引継業務

ウ 市の業務範囲

本事業における市の業務範囲は以下のとおり。

- a 本施設に係る交付金の申請手続き
- b 公共下水汚泥の送泥
- c 返流水の受入れ
- d モニタリング
- e 住民対応（事業実施そのものや市の提示条件に対する要望、訴訟等への対応）
- f 小山水処理センター内維持管理業者と事業者との調整
- g 脱水汚泥の処分（場外搬出分の費用負担）

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、次のとおりとする。

内容	スケジュール（予定）
事業契約の締結	2021年8月
設計・建設期間（試運転期間含む。）	2021年8月～2024年3月
施設の引き渡し	2024年3月
維持管理・運営期間	2024年4月～2044年3月

(10) 公共施設等の概要

ア 敷地条件（本事業の事業用地）

項目	内容
所在地	栃木県小山市塩沢 609 番地
敷地面積	81,000m ²
都市計画区域	区域内
市街化区域	区域外（市街化調整区域）
用途地域	指定なし（建ぺい率 60%、容積率 200%）
防火地域	指定なし（法 22 条区域）

垂直積雪量	30cm
基準風速	30m/s
伝搬障害防止区域	区域内（地表から高さ 31mを超える場合は要届出）

イ 施設構成の概要

本事業に関連する既存施設の概要を以下に示す。

施設名称	処理能力・規模等
重力濃縮施設	R C造 2槽 固形物負荷率 約 60kg/m ² ・d
第1汚泥貯留タンク	R C造 1槽 貯留量 約 280m ³
第2汚泥貯留タンク	R C造 1槽 貯留量 約 180m ³
汚泥脱水施設	スクリーンプレス脱水機 2台 φ900mm
管理棟	R C造 1棟 中央監視室、電気室、事務室、自家発電室、水質試験室、ブロー室
汚泥処理棟	脱水機室 他
脱臭施設	生物脱臭塔、活性炭吸着塔
受変電設備	1式 受電電圧 6.6kV
自家発電設備	1台 発電容量 750kVA（令和2年度に左記に更新予定。）

(11) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりである。詳細については別紙1「サービス購入料の構成及び支払方法」に示す。

ア 新規施設の設計・建設業務の対価のうち、交付金に該当する金額

市は新規施設の設計・建設業務の対価のうち、交付金に該当する金額は各年度の出来高に応じた額を支払う。

イ 新規施設の設計・建設業務の対価のうち、上記アを除いた割賦支払分

市は新規施設の設計・建設業務の対価のうち、上記アを除いた対価について新規施設の市への所有権移転後、特定事業契約（以下「事業契約」という。）においてあらかじめ定める額を割賦方式により事業者を支払う。

ウ 維持管理・運營業務に係る対価

市は事業者が行う本施設等の維持管理・運營業務に対する対価を、サービス購入料として維持管理・運営期間にわたり、毎月（または四半期毎）支払う。

サービス購入料は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。変動料金は、従量制（汚泥固形物量×提案単価）で支払う。

(12) 市による事業の実施状況の確認（モニタリング）

市は本事業の実施状況の確認（以下「モニタリング」という。）を行い、事業契約書、要求水準書及び技術提案書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス購入料の減額を行うことがある。

モニタリング方法及びサービス購入料の減額方法については、別紙2「モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法」によるものとする。

(13) 事業スケジュール

事業のスケジュール（予定）は次のとおりである。

表1 事業スケジュール（予定）

内容	スケジュール（予定）
基本協定の締結	2021年5月
事業契約の締結	2021年8月
設計・建設期間（試運転期間含む。）	2021年8月～2024年3月
施設の引き渡し	2024年3月
維持管理・運営期間	2024年4月～2044年3月
事業終了	2044年3月31日

(14) 事業の実施に必要なと想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたって、事業者は関連する各種法令（施行令、施行規則等を含む。）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準、指針等についても本事業の要求水準に照らし、遵守すること。

3 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成等

(ア) 参加者の構成

- a 入札参加者は、本施設の設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。）、新規施設の建設業務にあたる者（以下「建設企業」という。）及び本施設の維持管理・運營業務にあたる者（以下「維持管理企業」という。）を含むものとする。なお、同一者が複数の業務に当たることを妨げない。
- b 入札参加者は、特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資する企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「構成員」という。）とSPCに出資しない企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成すること。入札参加者は、構成員のみとすることも可能とする。
- c 構成員及び協力企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができる。その場合、当該委託又は請負に係る契約の締結後、速やかに市に通知すること。
- d 構成企業のうち少なくとも1者は小山市内に本店を置く企業とすること。

(イ) 構成員・協力企業・代表企業の選定

入札参加者は、入札参加資格審査申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が入札参加資格審査の申請及び入札手続きを行うこと。

(ウ) 複数提案の禁止

入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本金又は人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることができない。

※ 「資本金面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

イ 各業務を行う者の入札参加資格要件

(ア) 入札参加者の入札参加資格要件（共通）

入札参加者の構成企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- b 後段ウに記載する入札参加資格確認基準日から入札日までの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。
- c 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律

第 172 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- d 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- e P F I 法第 9 条の欠格事由に該当しないこと。
- f 後項 5 (1) に示す審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本金面若しくは人事面において関連のある者が参加していないこと。
- g 本事業に係るアドバイザー業務に関与した以下の者又はその者と資本金面又は人事面において関連のある者が参加していないこと。
 - ・ 日本水工設計株式会社
 - ・ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 - ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(イ) 入札参加者の入札参加資格要件 (業務別)

設計企業、建設企業、維持管理企業は、上記 (ア) の要件の他にそれぞれ次の入札参加資格要件を満たすこと。

a 設計企業

- (a) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号。以下「下水道法」という。) 第 22 条に規定された資格を有する者を配置できること。
- (c) 市の建設工事等入札参加資格者名簿 (入札参加資格者名簿 (業務委託)) に登録されていること。
- (d) 土木・建築構造物の設計に関する業務に当たる者は下水処理場の土木構造物又は建築構造物の設計業務に関する実績を有すること。
- (e) 機械設備の設計に関する業務に当たる者は、平成 17 年度以降に、汚泥消化施設及び固形燃料化施設 (又は熱処理として類する乾燥、炭化、焼却及び溶融) を設計した実績を有すること。
- (f) 電気設備の設計に関する業務に当たる者は下水処理場の電気設備の設計業務に関する実績を有すること。
- (g) 設計企業が単独の場合は、上記(a)から(f)のすべての要件を満たすこと。複数の場合は(a)、(b)、(c)の要件はすべての者が満たしたうえで、土木・建築構造物の設計に関する業務に当たる者は(d)を、機械設備の設計に関する業務に当たる者は(e)を、電気設備の設計に関する業務に当たる者は(f)の要件を満たせば良いものとする。
- (h) 上記(c)の要件を満たしていない者は、市の建設工事等入札参加資格者名簿の

登録に必要な申請書類を入札参加資格審査申請時に提出すること。市の建設工事等入札参加資格者名簿の登録に必要な条件を満たしていることが確認できた場合は、入札参加資格要件を満たすものとする。

b 建設企業

- (a) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 3 条の規定による、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び土木一式工事につき、特定建設業の許可を有していること。ただし、建設工事に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせば良いものとする。
- (b) 市の建設工事等入札参加資格者名簿（入札参加資格者名簿（建設工事））に登録されていること。
- (c) 土木・建築構造物の建設に関する業務に当たる者のうち少なくとも 1 者は小山市内に本店を置く企業とすること。
- (d) 機械設備の建設に関する業務に当たる者は、平成 17 年度以降に、汚泥消化施設及び固形燃料化施設（又は熱処理として類する乾燥、炭化、焼却及び溶融）を元請として施工した実績を有すること。ただし、建設工事に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせば良いものとする。
- (e) 電気設備の建設に関する業務に当たる者は、下水処理場の電気設備を元請として施工した実績を有すること。
- (f) 機械設備の建設を担当するもので上記(b)の要件を満たしていない者は、市の建設工事等入札参加資格者名簿の登録に必要な申請書類を入札参加資格審査申請時に提出すること。市の建設工事等入札参加資格者名簿の登録に必要な条件を満たしていることが確認できた場合は、入札参加資格要件を満たすものとする。
- (g) 上記(d)の要件を満たす者の少なくとも 1 者は、6（4）に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

c 維持管理企業

- (a) 市の物品購入等入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (b) 下水道法第 22 条第 2 項に規定する政令で定める資格者を配置でき、国土交通省に下水道処理施設維持管理業の登録をしていること。
- (c) 平成 17 年度以降に、汚泥消化施設及び固形燃料化（又は熱処理として類する乾燥、炭化、焼却及び溶融）施設の維持管理業務実績（1 年以上）を有すること。
- (d) 維持管理企業が単独の場合は、(a)から(c)すべてを満たすこと。複数の者で実施する場合は、上記(a)についてはすべての者が満たすこととし、(b)から(c)の要件については、複数の者で満たせば良いものとする。

(e) 上記(c)の要件を満たす者の少なくとも1者は、6(4)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

d その他企業

a から c に示す業務以外の業務を実施する企業が構成員又は協力企業として参画する場合は、令和2年度に市が発注する契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。

ウ 入札参加資格の確認基準日

入札参加資格確認基準日は、入札参加資格審査受付日とする。

エ 入札参加資格の喪失

(ア) 入札参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者が入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

(イ) 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

4 入札手続きに関する事項

(1) 入札スケジュール

入札に関するスケジュールは、以下のとおり行う予定である。

内容	スケジュール (予定)
入札公告 (入札説明書等) の公表	2020年8月5日
入札参加資格に関する質問の受付	2020年8月24、25日
入札参加資格を除く入札説明書等に関する質問の受付	2020年9月2、3日

内容	スケジュール (予定)
入札参加資格に関する質問の回答	2020年9月4日
入札参加表明書の受付	2020年9月7日～14日
入札参加資格を除く入札説明書等に関する質問の回答	2020年9月30日
入札参加資格審査結果の通知 (技術提案に関する要件を除く)	2020年10月2日
競争的対話	2020年10月19日
技術提案書、見積書の受付	2021年1月6～13日
技術対話	2021年2月9日
再技術提案書、再見積書の受付	2021年2月26日～3月5日
プレゼンテーション、ヒアリング	2021年3月9日
入札参加資格審査結果の通知 (技術提案に関する要件)	2021年3月18日
入札	2021年3月19、22日
落札者の公表	2021年4月中旬
基本協定の締結	2021年5月
事業契約の締結	2021年8月
施設整備着手	2021年8月

(2) 入札説明書等の公表

市ホームページにおいて公表するので、ダウンロードすること。

(3) 入札参加資格に関する質問の受付

本事業への入札参加を希望する者（法人に限る）より、入札参加資格に関する質問の受付を次のとおり行う。

ア 質問の方法

質問は、別添資料2「様式集」様式 1-1「入札参加資格に関する質問書」に必要事項を記載の上、電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「入札参加資格に関する質問書」と記載すること。

技術提案内容やノウハウの流出防止を目的として個別に回答を希望する場合は、質問の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。ただし、質疑の内容が一般的である場合や、提案内容等に密接に関連しないと考えられ質問者から公表の了承を得た場合は、質疑及び回答を公表する。

なお、電子メール送信後、令和2年8月26日（水）午後3時までに当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、下記に示す受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

イ 受付期間

令和2年8月24日（月）から令和2年8月25日（火）午後3時まで

ウ 送付先

小山市役所 建設水道部 上下水道施設課

電話：0285-21-1034

E-Mail：d-jyogesisetu@city.oyama.tochigi.jp

（4）入札参加資格に関する質問への回答

ア 「入札参加資格に関する質問」への回答公表

質問及び質問に対する回答は、市ホームページにて回答する。

イ 回答公表日

令和2年9月4日（金）

（5）入札参加資格を除く入札説明書等に関する質問の受付

本事業への入札参加を希望する者（法人に限る）より、入札参加資格を除く入札説明書等に関する質問の受付を次のとおり行う。

ア 質問の方法

質問は、別添資料2「様式集」様式1-2から様式1-6に必要事項を記載の上、電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「入札参加資格を除く入札説明書等に関する質問書」と記載すること。

技術提案内容やノウハウの流出防止を目的として個別に回答を希望する場合は、質問の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。ただし、質疑の内容が一般的である場合や、提案内容等に密接に関連しないと考えられ質問者から公表の了承を得た場合は、質疑及び回答を公表する。

なお、電子メール送信後、令和2年9月4日（金）午後3時までに当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、下記に示す受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

イ 受付期間

令和2年9月2日（水）から令和2年9月3日（木）午後3時まで

ウ 送付先

小山市役所 建設水道部 上下水道施設課

電話 : 0285-21-1034

E-Mail : d-jyogesisetu@city.oyama.tochigi.jp

(6) 入札参加資格を除く入札説明書等に関する質問への回答

ア 「入札参加資格を除く入札説明書等に関する質問」への回答公表

質問及び質問に対する回答は、市ホームページにて回答する。

イ 回答公表日

令和2年9月30日(水)

(7) 入札参加表明書の受付

入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査に関する提出書類を次のとおり提出し、市の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

別添資料2「様式集」に示す。

イ 提出方法

入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は、持参または郵送により提出すること。

郵送の場合は「小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業 総合評価一般競争入札関係書類在中」と朱書きの上送付すること。なお、郵送にともなう書類等の紛失・破損等について市は一切責任を負わない。

ウ 提出期間

令和2年9月7日(月)から令和2年9月14日(月)午後3時まで必着(土日及び正午から午後1時までを除く。)

持参の場合は上記期間の午前8時30分から午後5時の間に持参すること。

エ 提出先

小山市役所 建設水道部 上下水道施設課

〒323-0031 栃木県小山市八幡町1丁目9番4号

(8) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、令和2年10月2日(金)までに入札参加資格審査の確認申請を行った代表企業に対して電子メール及び書面により通知する。

(9) 入札参加資格審査結果への理由説明の受付

入札参加資格がないと認められた者は、市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合、令和2年10月6日（火）午後3時まで（土日を除く。）に書面（様式は任意とする（ただし、代表企業の代表社印を要する。))により下記提出先まで申し出ること。

ア 提出先

小山市役所 建設水道部 上下水道施設課
〒323-0031 栃木県小山市八幡町1丁目9番4号

イ 理由説明への回答

市は説明を求められた場合、令和2年10月14日（水）までに説明を求めた代表企業に対して書面により回答する。

(10) 競争的対話の実施

ア 競争的対話の目的

市は技術提案書の審査における技術対話とは別に、入札参加資格審査通過者との個別対話の場を設ける。この対話は、市及び入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解することを目的としている。

イ 競争的対話参加者

入札参加資格審査通過者のうち、対話を希望する入札参加者。

ウ 競争的対話への参加申込方法

市は入札参加資格審査に合格した申請者に対し、「競争的対話実施要領」を配布する。対話を希望する者は、「競争的対話実施要領」に従い、令和2年10月8日（木）から令和2年10月9日（金）午後3時までに申し込みを行うこと。

申し込みは、電子メールにて行うこととし、件名には「競争的対話への参加申込」と記載すること。なお、電子メール送信後、令和2年10月12日（月）午後3時までに当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。また、上記受付期間に未着の場合は、申し込みがなかったものとみなす。

なお、競争的対話への参加は入札参加者の任意であり、対話参加の有無によって入札参加を妨げられるものではない。

<申込先>

小山市役所 建設水道部 上下水道施設課

電話 : 0285-21-1034

E-Mail : d-jyogesisetu@city.oyama.tochigi.jp

エ 競争的対話における議題・質問等の受付

市は競争的対話の実施に先立ち、競争的対話における議題・質問等を受け付ける。また、市及び入札参加者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、入札参加者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。ただし、技術提案に関する事項については技術提案書にて提出すること。本対話では、技術提案内容に関する質問等は受け付けない。

対話における議題・質問等は、「競争的対話実施要領」に従い、令和2年10月8日（木）から令和2年10月9日（金）午後3時までに提出すること。

オ 競争的対話実施日

令和2年10月19日（月）

※日時・場所の詳細については追って通知する。

カ 競争的対話による共通認識事項・質問回答等の通知

競争的対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、競争的対話による共有認識事項・質問回答等として、令和2年11月10日（火）までに、競争的対話を行った全ての入札参加者に書面により通知する。ただし、入札参加者の提案ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては、質問者に対して個別に回答を行い、非公開とする。

(11) 技術提案書及び見積書の受付

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、技術提案書及び見積書を次のとおり提出すること。

ア 提出書類の作成方法等

別添資料2「様式集」に示す。

イ 提出方法

技術提案書及び見積書は、持参または郵送により提出すること。

郵送の場合は「小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業 総合評価一般競争入札関係書類在中」と朱書きの上送付すること。なお、郵送にともなう書類等の紛失・破損等について市は一切責任を負わない。

なお、書類を持参する際は、事前に市に連絡をすること。

ウ 提出期間

令和3年1月6日（水）から令和3年1月13日（水）午後3時まで必着（土日祝日を除く。）

持参の場合は上記期間の午前8時30分から午後5時の間（令和3年1月13日（水）は午後3時まで）に持参すること。

エ 提出先

小山市役所 建設水道部 上下水道施設課
〒323-0031 栃木県小山市八幡町1丁目9番4号
電話：0285-21-1034

（12）技術対話の実施

ア 技術対話の目的

参加者から提出された技術提案書について、提案内容の改善や要求水準の未達を指摘することで、入札参加者に改善を提案する機会を与えることを目的としている。

イ 技術対話参加者

技術提案を提出したすべての入札参加者を対象に実施する。

ウ 技術対話実施日

令和3年2月9日（火）

※日時・場所の詳細については追って通知する。

（13）再技術提案書及び再見積書の受付

技術対話を受けた入札参加者は、再技術提案書及び再見積書を次のとおり提出すること。

なお、技術的対話での指摘事項以外の項目についても改善・修正は可能とする。

ア 提出書類の作成方法等

別添資料2「様式集」に示す。

イ 提出方法

再技術提案書及び再見積書は、持参または郵送により提出すること。

郵送の場合は「小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業 総合評価一般競争入札関係書類在中」と朱書きの上送付すること。なお、郵送にともなう書類等の紛失・破損等について市は一切責任を負わない。

なお、書類を持参する際は、事前に市に連絡をすること。

ウ 提出期間

令和3年2月26日（金）から令和3年3月5日（金）午後3時まで必着（土日を除く。）
持参の場合は上記期間の午前8時30分から午後5時の間（令和3年3月5日（金）は午後3時まで）に持参すること。

エ 提出場所

小山市役所 建設水道部 上下水道施設課
〒323-0031 栃木県小山市八幡町1丁目9番4号
電話：0285-21-1034

（14）プレゼンテーション、ヒアリングの実施

再技術提案書の内容に基づき審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日時

令和3年3月9日（火）
※時間・場所の詳細については追って通知する。

イ 参加者

技術提案を提出したすべての入札参加者を対象に実施する。

ウ 方法

プレゼンテーション及びヒアリングの方法、時間配分等は技術提案書類を提出した応募者の代表企業に対し、追って通知する。

（15）入札参加資格審査結果の通知

ア 日時

令和3年3月18日（木）

イ 方法

入札参加資格審査の結果は、代表企業に対して電子メール及び書面により通知する。

（16）入札書の提出

ア 日時

令和3年3月19日（金）から令和3年3月22日（月）午後3時まで（土日を除く。）

イ 方法

上記アに示す日時までに小山市役所建設水道部上下水道施設課に別添資料2「様式集」様式 12-1「入札書」及び様式 12-2「入札価格内訳書」を封筒に入れ厳封の上、持参により提出すること。

(17) 開札

開札は事業者選定審査委員会にて行う。

(18) 入札価格の算定方法

入札価格の算定に当たっては、別添資料2「様式集」に示す指示に従うこと。

(19) 入札参加に関する留意事項

ア 公正な入札の確保

入札参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

(ア) 入札にあたって、入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(イ) 入札にあたって、入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格、提案内容等を定めなければならない。

(ウ) 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格、提案内容等を意図的に開示してはならない。

(エ) 入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、審査委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

イ 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 入札保証金

入札保証金は、免除する。

エ 入札のとりやめ等

入札参加者が連合し、又は不正不穏な行動等により、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期、若しくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

オ 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、技術提案書類提出期限までに、別添資料 2 「様式集」様式 3-1 「入札辞退届」を小山市役所建設水道部上下水道施設課まで提出すること。

カ 入札の無効

入札参加資格がない者及び虚偽の申請を行った者の行った入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、市により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

キ 技術提案書類の取り扱い

(ア) 著作権

技術提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の技術提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた技術提案書類は返却しない。

(イ) 特許権等

技術提案書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

5 事業者の選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

市は学識経験者及び市職員から構成される「小山水処理センター汚泥処理・有効利用施設整備及び運営事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

市は審査委員会の審査結果を踏まえ落札者を決定する。

また、審査委員会は非公開とする。

【委員会の構成】

審査委員会は、以下7名の委員により構成される。

役 割	氏 名	所 属
委員長	森田 弘昭	日本大学生産工学部土木工学科 教授
副委員長	雲井 富雄	小山市副市長
委員	藤本 裕之	日本下水道新技術機構 資源循環研究部 副部長
委員	岩瀬 勇	岩瀬法律事務所 弁護士
委員	上野 巖	栃木県県土整備部都市整備課 下水道室長
委員	坪野谷 統勇	小山市総合政策部長
委員	小林 功	小山市総務部長

入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、入札説明書等の公表後から本事業の落札者決定公表までの間において、本事業に関して委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりするなどによって、自社を有利に又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。また、審査委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと市及び審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

(2) 入札方式

本事業は、設計・建設及び維持管理・運営の各業務を通じて、民間事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定にあたっては、市の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、施設整備能力、運営能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価するため、総合評価一般競争入札を行う。

(3) 落札者の決定

審査委員会は、技術提案内容に対する「技術評価」及び入札価格に対する「価格評価」を実施、それぞれを点数化し、これらを合算した得点が最も高い入札参加者の提案を最優秀提

案として選定する。市は審査委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。詳細は別添資料 3 「落札者決定基準」に示す。

(4) 結果の通知及び公表

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

6 事業契約に関する事項

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び技術提案書に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業者とする。

(2) 事業者との契約の締結

市は基本協定に基づいて事業者が設立した特別目的会社（SPC）と本事業についての契約を締結する。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しない若しくは事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価における次点の落札候補者と事業契約締結の手続きを行う場合がある。

(3) 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(4) 特別目的会社（SPC）の設立等

落札者は、本事業を実施するため、事業契約の締結までに、会社法に定める株式会社として本事業を安定的に実施するにあたり十分な資本金を持ったSPCを小山市内に設立すること。入札参加者の構成員は全てSPCへ出資するとともに、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。

すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

選定事業者はサービス購入料A-1及びサービス購入料A-2の総額から割賦金利相当額を控除した額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付するものとする。ただし、選定事業者は上記の相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を、市を被保険者[※]として付保することをもって、契約保証金の納付に代替できる。
※選定事業者を被保険者として当該保険を契約する場合、選定事業者は自らの費用負担において、当該保険金請求権上に市のために質権を設定しなければならない。

7 事業実施に関する事項

(1) 誠実な事業の遂行

事業者は別添資料5「事業契約書（案）」に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 市による本事業の実施状況の確認

ア モニタリング

モニタリング方法等については、別紙2「モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法」によるものとする。

イ サービス購入料の減額

事業契約書、要求水準書及び技術提案書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス購入料の減額を行うことがある。サービス購入料の減額については、別紙2「モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法」によるものとする。

(3) 事業期間中の事業者と市の関わり

ア 事業実施状況の確認

本事業は、事業者の責において遂行される。市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

イ 金融機関との直接協定

市は本事業の安定的な継続を図るために、事業者に対して本事業に関して資金を融資する金融機関と協議を行い、直接協定を結ぶ予定である。

(4) 支払い手続き

支払い手続きについては、別紙1「サービス購入料等の構成及び支払方法」によるものとする。

8 その他

入札説明書等に関する問い合わせ先

小山市役所 建設水道部 上下水道施設課

〒323-0031 栃木県小山市八幡町1丁目9番4号

電話 : 0285-21-1034

FAX : 0285-25-5478

E-Mail : d-jyogesisetu@city.oyama.tochigi.jp

別紙 1 サービス購入料等の構成及び支払方法

(1) 事業者の収入の考え方

事業者の収入は、市が支払うサービス購入料、固形燃料の売却収入のほかに、FIT売電としたときは売電収入の一部、場内利用としたときは予定発電量を超えた分に対して市が支払う電気料金が事業者の収入となる。

(2) サービス購入料の構成と支払方法

ア 設計・建設業務の対価

(ア) 新規施設に関する設計・建設業務の対価

新規施設に関する設計・建設業務の対価は、表1のサービス購入料A-1、A-2とする。

新規施設の設計・建設業務には国の交付金を活用することを想定しており、交付金に該当する設計・建設業務の対価をサービス購入料A-1、交付金に該当しない設計・建設業務の対価をサービス購入料A-2とする。

表1 設計・建設業務に係るサービス購入料

分類	対価の内容
サービス購入料 A-1	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設業務の対価のうち、交付金に該当する金額 各年度出来高払い
サービス購入料 A-2	<ul style="list-style-type: none"> 割賦元本（設計・建設業務の対価のうち、交付金に該当しない金額） 割賦金利（基準金利＋スプレッド） 維持管理・運営期間中の割賦払い（各年度支払い又は年2回（9月、3月）支払い）

(イ) サービス購入料A-1の算出方法

サービス購入料A-1について、交付金相当額については出来高払いとする。なお、算出に当たって対象となる設計・建設費は消費税及び地方消費税を含む額とする。

表2 サービス購入料A-1の算出方法

サービス購入料	施設種別	国費率	算出式
A-1	設計、場内整備	50%	事業費×50%
	機械濃縮施設、汚泥消化施設、消化ガス発電設備、汚泥貯留施設、汚泥脱水施設、固形燃料化施設	55%	事業費×55%

※交付対象となる施設の範囲、限度、国費率は「下水道事業の手引き（令和元年版）日本水道新聞社」の以下の箇所を参照すること。なお、技術提案書提出までの間に同範囲に係る交付金制度が改定された場合は改定後の基準に準じること。

3-7 基幹事業の交付対象事業となる施設の範囲（p275～301）

3-8 基幹事業の交付対象範囲となる施設の限度（p302～340）

3-9 国費率の区分（p341～354）

※発電した電気をFIT売電する場合の消化ガス発電設備の国費率は、有効利用する熱量のうち下水道事業に利用する熱量の割合を55%に乗じた率である。

FIT売電する場合の消化ガス発電設備の国費率＝55%×②／（①＋②）

① 売電に利用する電気の熱量

② 場内で利用する消化ガス発電設備の排熱量

(ウ) サービス購入料A-1の支払い方法

a 中間年次

(a) 事業者は、各年度の出来高検査完了後ただちにサービス購入料A-1のうち出来高に応じた請求書を市に提出すること。

(b) 市は請求書受理日から40日以内に(5)アに示す予定額又はサービス購入料A-1のうち出来高に応じた額のいずれか低い方の額を支払う。

b 新規施設引渡し時

(a) 事業者は、市が実施する新規施設の完成検査合格後15日以内にサービス購入料A-1から上記aの累計額を差し引いた額の請求書を提出すること。

(b) 市は請求書受理日から40日以内にサービス購入料A-1から上記aの累計額を差し引いた額を支払う。

(エ) サービス購入料A-2の算出方法

設計・建設業務の対価のうち、交付金に該当しない金額をサービス購入料A-2とする。サービス購入料A-2は維持管理・運営期間中に事業者に対し割賦で支払う。(各年度支払い又は年2回(9月、3月)支払い。)

市が事業者に対して支払う額は、サービス購入料A-2を20年、全20回(年2回支払いの場合は全40回)で元利均等返済する額とする。

割賦元本と割賦金利の内容は次のとおりとする。

表3 サービス購入料A-2の内訳

項目	内容
割賦元本	設計・建設業務の対価から交付金額を差し引いた額
割賦金利	基準金利＋スプレッド（事業者の提案による利鞘）

基準金利は次のとおりとする。

表4 サービス購入料A-2の基準金利

項目	内容
基準金利	午前10時現在の基準金利（6ヶ月LIBORベース10年物（円・円）金利スワップレート（TSR））とする。 なお、入札時の基準金利は令和2年9月7日（月）午前10時の当該レートを用いること。
金利確定日	新規施設引渡し予定日の2銀行営業日前 （銀行営業日でない場合はその前営業日）

（オ） サービス購入料A-2の支払い方法

- a 市は割賦元本及び割賦金利を合わせた額について、令和7年3月（年2回支払いの場合は令和6年9月）を第1回とし毎年度3月、計20回に分けて支払う。（年2回支払いとする場合は毎年度9月、3月の計40回に分けて支払う。）
- b 割賦金利の計算に用いる利率は、新規施設引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBORベース10年物（円・円）金利スワップレート（TSR））と提案されたスプレッドを合計したものとする。
- c 事業者は、市との協議により決定する支払日の15日前までにサービス購入料A-2の請求書を市に提出すること。
- d 市は請求書受理後市と事業者の協議により決定する支払日にサービス購入料A-2を支払う。ただし、支払日が土日祝日に当たる場合は前銀行営業日に支払う。
- e 金利変動を考慮した改定を行うため、維持管理・運営期間の11年度目である第20回（又は第10回）以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りのサービス購入料A-2を算定し直す。また、事業者から提案されたスプレッドは原則見直さない。

なお、本事業では、令和16年4月1日（改定基準日）に基準金利の見直しを行うものとし、そのときの基準金利の設定は同日の2営業日前（銀行営業日ではない場合は、その前銀行営業日）の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBOR ベース10年物（円・円）金利スワップレート（基準日東京時間午前10時。テレレート17143ページ。）とする。

イ 維持管理・運營業務の対価

市は事業者が行う本施設の維持管理・運營業務に対する対価を、サービス購入料として維持管理・運営期間にわたり、事業契約に基づいた期日に従い支払う。(毎月支払い又は四半期毎も可。市と事業者の協議により決定する。)

当該サービス購入料は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。変動料金は、汚泥の処理量に従い変動する費用(燃料費、光熱水費、薬品費、消耗品費等)とし、従量制(汚泥固形物量×提案単価)で支払う。

なお、提案単価は、消化ガス発電設備で発電した電気をFIT制度を活用して売電したときは売電収入の一部、場内利用としたときは予定発電量を超えた分に対して市が支払う電気料金及び固形燃料の売却収入を差し引かない提案額として様式集に示すこと。

表5 維持管理・運營業務に係るサービス購入料

分類	対価の内容
サービス購入料B-1 (固定費)	・維持管理・運營業務の対価のうち、人件費、運営費、修繕費等 ・毎月支払い(四半期毎も可。詳細は契約時協議。)
サービス購入料B-2 (変動費)	・汚泥処理に係る燃料費、光熱水費等 ・汚泥固形物量(dst/月)×提案単価(円/dst) ・毎月支払い(四半期毎も可。詳細は契約時協議。)

(ア) サービス購入料B-1の算出方法

サービス購入料B-1は維持管理・運營業務の対価のうち、人件費、運営費、修繕費等であり、事業者により提案された額を毎月支払う。(四半期毎も可。詳細は契約時協議。)

サービス購入料B-1は事業期間中において一定額を支払うものとする。

維持管理期間の開始が当初の予定から遅れた場合や維持管理を行わなかった期間がある場合には、日割り計算による減額を行う。なお、日割り計算は1年を365日として計算する。

(イ) サービス購入料B-1の支払い方法

- a 事業者は、各事業年度の各月(又は各四半期)終了後15日以内に市にサービス購入料B-1の請求書を提出する。
- b 市は請求書受理日から30日以内にサービス購入料B-1を支払う。

(ウ) サービス購入料B-2の算出方法

サービス購入料B-2は汚泥処理に係る電気料金、光熱水費、薬品費等のユーティ

リティー費とし、従量制（汚泥固形物量（dst/月）×提案単価（円/dst））で支払う。電力、上水は小山水処理センターから調達し、その他、燃料、薬品等は事業者自らが調達する。

a 電気料金

本施設で使用した電気料金は事業者が負担する。小山水処理センターの外部からの受電系統は 1 系統であり、本施設で使用する電気の使用料金は水処理等に要した電気料金と合わせて市が電力会社に支払うため、別途、事業者は別紙 4 に示す電気料金の算出方法に従って算出した電気料金を市に支払う。（サービス購入料と相殺する。）本施設の消費電力は要求水準書に示す電力量計により計測する。

b 水道料金

本施設で使用した水道料金は事業者が負担する。水道料金は小山水処理センターの水処理施設等で使用した水道料金と合わせて市が支払うため、事業者は本施設で使用した水道料金を別途、市に支払う。（サービス購入料と相殺する。）事業者は本事業で設置する量水器により本施設の使用水量を把握し、下式により水道料金を算出する。なお、基本料金は市が負担する。

小山市水道事業の使用料体系が変更された場合は、下記の使用料単価（230（円/m³））は見直すことができる。

$$\text{水道料金（円/月）} = \text{使用水量（m}^3\text{/月）} \times 230 \text{（円/m}^3\text{）}$$

(エ) サービス購入料 B-2 の支払い方法

- a 毎月支払い（四半期毎も可とする。詳細は契約時協議。）
- b 第 1 回支払時期は、令和 6 年 4 月終了後（四半期毎の場合は令和 6 年 6 月終了後）とする。
- c 事業者は、各事業年度の各月（又は各四半期）終了後 15 日以内に市にサービス購入料 B-2 の請求書を提出する。なお、物価変動により水道、電気料金等を改定する必要がある場合は、別紙 3 に準じる。
- d 市は請求書受理日から 30 日以内にサービス購入料 B-2 を支払う。

（3）本事業で発電した電気の売電又は、場内利用により事業者が得られる収入の構成と支払方法

市は新規施設の引き渡しを受けた後、本施設を利用する権利を事業者に付与する。

事業者は当該権利により消化施設を用いて生成した消化ガスを発電設備に供給し、発電した電気を売電又は、小山水処理センター内で場内利用する。

なお、消化ガスは市から事業者は無償で提供する。

ア 事業者が得られる収入の算出方法

(ア) FIT売電の場合

a 事業者の収入は下式により算出する。

事業者の収入(円/年) = 売電収入(円/年)^{※1} - 市への還元額(円/年)^{※2}

※1 売電収入(円/年) = 発電量実績 (kWh/年) × 売電単価 (円/kWh)

※2 市への還元額(円/年) = 予定発電量(kWh/年) × (固形物量実績(dst/年)
/ 計画固形物量(dst/年)) × 提案単価 (円/kWh)

- b 固形物量実績は、初沈汚泥流量計と初沈汚泥濃度計、余剰汚泥流量計と余剰汚泥濃度計で計測した流量、濃度から算出すること。
- c 計画固形物量は要求水準書 図-3 に示す発生下水汚泥量予測値（初沈汚泥（日平均）及び余剰汚泥（日平均）の固形物量合計値）に 365 日（うるう年は 366 日）を乗じて算出すること。
- d 売電単価は事業者と電力会社の契約による単価とする。
- e 予定発電量及び提案単価は事業者による提案とし、提案単価は場内利用の場合に削減される市の費用を上回る水準とすること。

提案単価の条件 ① < ②

- ① 場内利用の場合の市の投資効果 =
削減される電気料金 - 消化ガス発電設備にかかる費用（国費控除後）
- ② FIT売電の場合の市の投資効果 =
提案単価 × 予定発電量 - 消化ガス発電設備にかかる費用（国費控除後）
（様式 6-18 参照）

- f 技術提案時点においては固形物量実績 = 計画固形物量として市への還元額を算出すること。
- g 売電収入の額によらず事業者は毎年、上記市への還元額を支払うものとする。

(イ) 場内利用の場合

a 事業者の収入は下式により算出する。

事業者の収入(円/年) = (発電量実績 (kWh/年) - 予定発電量(kWh/年)
× (固形物量実績(dst/年) / 計画固形物量(dst/年)))
× 市が契約する電力会社の電力量平均単価 (円/kWh)

- b 上式による事業者の収入額が正の場合は市から事業者へ電気料金を支払い、負の場合は事業者が市へ電気料金相当額を支払う。
- c 市が契約する電力会社の電力量平均単価（円/kWh）は、対象年度の電力量料金の平均（夏季とその他季の単価を加重平均した単価及び燃料費調整額の平均値の合計）及び再エネ発電賦課金の合計額とする。

イ 支払方法

- a 市から事業者へ支払いが生じる場合は、各事業年度終了後 15 日以内に市に請求書を提出すること。
- b 事業者から市への支払いが生じる場合は、各事業年度終了後 15 日以内に支払額を市に報告し、30 日以内に市に支払うこと。
- c 有機分率、固形物量が要求水準書に示す変動範囲を逸脱した場合は、支払額を見直すことができる。

(4) 固形燃料の売却による収入

ア 事業者の収入

事業者が固形燃料の利用先に固形燃料を売却することで得られた収入は、事業者の収入とする。

イ 事業者が市へ支払う額の算出方法

(ア) 市への支払額の算出

市は本施設において製造した全ての固形燃料を小山水処理センター内で事業者の有償で引き渡す。事業者は市からの固形燃料引渡し量に応じて、事業者の提案する買取単価を乗じた額を市に支払うこと。

$$\begin{aligned} \text{市への支払額（円/年）} &= \text{固形燃料引渡し量（t/年）（事業者提案値）} \\ &\quad \times \text{固形燃料1トン当たりの提案買取単価（円/t）} \\ &\quad \times \text{固形物量実績(dst/年) / 計画固形物量(dst/年)} \end{aligned}$$

(イ) 支払方法

各事業年度終了後 15 日以内に支払額を市に報告し、30 日以内に市に支払うこと。

(ウ) 逆有償となる場合の措置

事業者が固形燃料の利用先に固形燃料を売却するにあたり、輸送費が売却代金を上回る逆有償となる場合、**輸送費が売却代金を上回る範囲で**、入札時の契約単価に

基づき市がサービス購入料として固形燃料の利用にかかる費用を負担する。

サービス購入料B-2の計上額は固形燃料の輸送費等から固形燃料の売却代金を差し引いた額とすること。

例)

事業者から燃料利用者への売却代金：1,000円

輸送費：1,500円

$$1,000 - 1,500 = -500 \text{円}$$

→サービス購入料B-2に、500円を計上すること。

なお、原則として事業期間中に輸送費の増加や固形燃料の利用先への売却代金の減額があっても、固形燃料の契約単価は提案時点から変更できないものとする。

(5) 年度別の出来高予定額及び、支払金額・スケジュール

ア サービス購入料A-1の出来高予定額

(税込)

年度	サービス購入料A-1	
	設計業務	建設業務
令和3年度	●円	●円
令和4年度	●円	●円
令和5年度	●円	●円

イ サービス購入料A-2

(税込)

年度	回※	サービス購入料A-2	
		元金支払	割賦金利支払
令和6年度	1	●円	●円
令和7年度	2	●円	●円
令和8年度	3	●円	●円
令和9年度	4	●円	●円
令和10年度	5	●円	●円
令和11年度	6	●円	●円
令和12年度	7	●円	●円
令和13年度	8	●円	●円
令和14年度	9	●円	●円
令和15年度	10	●円	●円
令和16年度	11	●円	●円
令和17年度	12	●円	●円
令和18年度	13	●円	●円
令和19年度	14	●円	●円
令和20年度	15	●円	●円
令和21年度	16	●円	●円
令和22年度	17	●円	●円
令和23年度	18	●円	●円
令和24年度	19	●円	●円
令和25年度	20	●円	●円

※回数は年1回支払いの場合。

ウ サービス購入料B-1、B-2

支払スケジュール		回※1	汚泥固形物 量	サービス購入料	
				B-1	B-2
令和6年度	4月～3月	1～12回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和7年度	4月～3月	13～24回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和8年度	4月～3月	25～36回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和9年度	4月～3月	37～48回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和10年度	4月～3月	49～60回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和11年度	4月～3月	61～72回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和12年度	4月～3月	73～84回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和13年度	4月～3月	85～96回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和14年度	4月～3月	97～108回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和15年度	4月～3月	109～120回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和16年度	4月～3月	121～132回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和17年度	4月～3月	133～144回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和18年度	4月～3月	145～156回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和19年度	4月～3月	157～168回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和20年度	4月～3月	169～180回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和21年度	4月～3月	181～192回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和22年度	4月～3月	193～204回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和23年度	4月～3月	205～216回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和24年度	4月～3月	217～228回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円
令和25年度	4月～3月	229～240回	●dst/月	●円/月	●円/月
	小計			●円	●円

※1 回数は毎月支払いとしたとき。

※2 サービス購入料B-2は、要求水準書に示す年度別の汚泥固形物量の実績処理量を基に算出される。

別紙２ モニタリング及びサービス購入料の減額等の基準と方法

(1) モニタリングの基本的な考え方

ア モニタリングの目的

市は事業期間中、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書及び技術提案書で定める水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。

市と事業者は、上記目的を達成するために、相互に協力して利用者にサービスを提供していることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

モニタリングは、サービス購入料の減額を目的とするものではなく、市と事業者との対話を通じて、施設の状態を良好に保ち、本施設の性能を十分に発揮し要求水準等を保つために実施するものである。

イ モニタリング実施計画書の作成

市は事業者が提供するサービスに対し、市が策定するモニタリング実施計画書に基づきモニタリングを実施する。モニタリング実施計画書は、事業者が作成するセルフモニタリング実施計画書の内容を考慮し、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等の規定するものとし、詳細は事業契約締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

ウ 実施時期

市は次の時期においてモニタリングを実施する。

(ア) 設計・建設段階

市は事業者が実施する設計・建設業務が要求水準書及び技術提案書で定める水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(イ) 維持管理・運営段階

市は事業者の実施する維持管理・運営業務が要求水準書及び技術提案書で定める水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。また、事業者の経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

(ウ) 事業終了段階

市は事業期間の終了時において、要求水準書及び技術提案書で定める水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

エ モニタリングの費用負担

市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担し、事業者が自ら実施するモニタリング及び書類作成等に係る費用は事業者が負担する。

(2) 設計・建設に関するモニタリング

ア 設計業務に関するモニタリング

(ア) 設計業務着手時

事業者は設計の着手にあたって、実施体制、業務工程、設計方針、調査計画等の内容を記載した業務計画書を市に提出する。市はその内容について確認を行う。

(イ) 設計業務期間中

市は設計業務に関し、当該設計業務に係る期間中、随時、事業者に事前に通知したうえで、業務計画書、事業契約書、入札説明書等又は事業者提案に従って設計業務が行われていることを確認するため、事業者に対して設計業務について中間確認を求めることができる。この場合、事業者は、中間確認の実施において、必要な説明及び報告を行うなどの協力を行うこと。

(ウ) 設計業務完了時

事業者は、要求水準 4-2-4 に示す図書を提出すること。市は完成検査を実施する。

イ 建設業務に関するモニタリング

(ア) 建設業務着手時

事業者は、市と協議のうえ、工事の着手前に実施体制、工事工程、仮設計画、施工管理、品質管理、安全管理等の内容を記載した施工計画書を作成し、市に提出する。市はその内容について確認を行う。

(イ) 建設業務期間中

- a 事業者は、工事の進捗状況を管理、記録及び把握するとともに、監理業務報告書（管理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録及びその他市が求める内容を含む）を作成し、工事の状況について市に報告すること。市は適宜工事内容、状況を確認することができ、その結果、要求水準書、技術提案書、実施設計図書に定める性能水準に適合しないと判断した場合には改善措置等を求める。
- b 事業者は、総合試運転及び性能試験の要領を記載した総合試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、市に提出する。市はその内容について確認を行う。また、事業者は、総合試運転、性能試験それぞれの期間中、市に運転日報を提出し、総合試運転、性能試験それぞれの終了後、市に総合試運転報告書、性能試験報告書を提出する。市はその内容について確認を行う。

(ウ) 出来高検査時

事業者は、各事業年度終了時に出来高報告書を作成し、市に提出する。市はその内容について確認を行う。

(エ) 工事完成時

事業者は、工事の完成時に、完成図書として要求水準書 4-3-5 に示す書類を提出すること。市は完成検査を実施する。

ウ 要求水準を満たしていない場合の措置

(ア) 改善要求

a 業務改善計画書の確認

市はモニタリングの結果、設計・建設業務が要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていないと判断した場合は、事業者に対して直ちに適切な是正措置を行うよう改善要求し、事業者に業務改善計画書の提出を求める。事業者は、定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した業務改善計画書を市に提出し、承諾を得る。

なお、市は事業者が提出した業務改善計画書が、要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていない状態を改善・復旧できる内容と認められない場合は、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

b 改善措置の確認

事業者は、市の承諾を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、市に報告する。

市は改善期限到来後も、改善・復旧が確認できない場合は、再度の改善要求を行うことができる。

(イ) 契約の解除

市は上記 b の再度の改善要求を行い、これによっても改善・復旧が見込まれない場合は、事業契約を解除することができる。

(3) 維持管理・運営に関するモニタリング

ア モニタリングの方法

市は事業者が提供するサービスに対し、次のモニタリングを実施する。ただし、市が事業者に対して行うモニタリングは、事業者が提供するサービスの方法に依存するため、モニタリングの方法についての詳細は事業契約締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

(ア) モニタリングに係る提出書類

a 年間維持管理計画書の提出

毎年度の開始の 30 日前までに、要求水準書 5-2-2 (1) に示す本施設の維持管理の内容を記載した年間維持管理計画書を提出し、市の確認を受ける。

b 業務月間計画書の提出

要求水準書 5-2-2 (2) に示す当該月に係る業務月間計画書を毎月 1 週間前までに提出し、市の確認を受ける。

c 年間維持管理報告書の提出

要求水準書 5-2-2 (3) に示す当該年に係る業務年間報告書を、翌年度 4 月末日までに提出し、市の確認を受ける。

d 月間維持管理報告書の提出

要求水準書 5-2-2 (4) に示す該月に係る月間維持管理報告書を、翌月 10 日までに提出すること。報告書は、日単位でも把握できるように整理し、市が求める場合は日報として速やかに提出すること。

e 長期改築修繕計画書の提出

毎年度の開始の 30 日前までに、要求水準書 5-2-2 (5) に示す技術提案書、年間維持管理計画書、保守点検結果等に基づく修繕計画、既存施設の更新計画及び長寿命化対策計画、新規施設の長寿命化対策計画の内容を記載した長期改築修繕計画書を提出し、市の確認を受ける。市は長期改築修繕計画書を考慮しストックマネジメント計画を策定するため、事業者は計画策定に協力すること。

f 財務書類の提出

事業者は、本契約の終了に至るまで、毎会計年度の最終日から 3 ヶ月以内に、会社法（平成 17 年法律 86 号）に従った会計監査人及び監査役による監査済みの計算書類等（同法第 435 条第 2 項に規定される計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を市に提出すること。市はその内容について確認を行う。

g セルフモニタリング結果の提出

事業者は、事業者の実施するモニタリングの結果を市に提出すること。市はその内容について確認を行う。

(イ) モニタリングの実施内容

a 定期モニタリングの実施

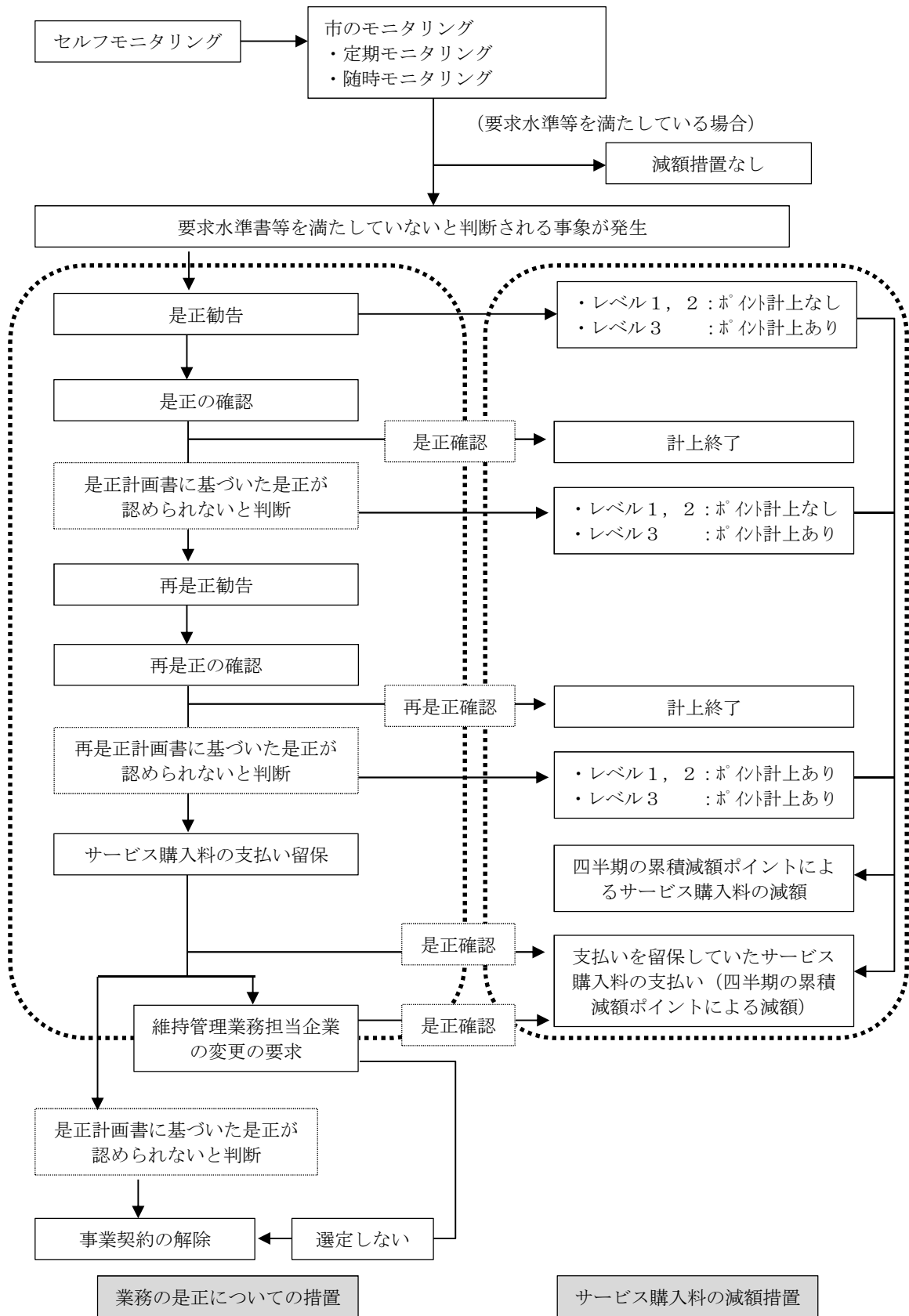
市は事業者が提出する月間維持管理報告書、年間維持管理報告書等に基づき定期モニタリングを行う。

b 随時モニタリングの実施

- (a) 市は必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び事業者に対する説明要求等を行い、直接、各業務の遂行状況を確認する。
- (b) 市は事業者に対し、説明要求及び立会の実施を理由として、本施設の維持管理・運營業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

イ 要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていない場合の措置

市はモニタリングの結果、維持管理業務が要求水準書及び技術提案書を満たしていないと判断した場合、次の手続きに従って措置を行う。



(ア) 是正勧告

市は事業者の業務の内容が要求水準書及び技術提案書で定める水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合、事業者に対して直ちに当該業務の是正を行うよう是正勧告を書面により行うとともに、是正レベルの認定を行い、事業者に通知する。事業者は、直ちに是正対策と是正期限について市と協議を行うとともに、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を市に提出し、承諾を得る。是正レベルの基準は、次のとおりとするが、具体的な判断は市が適宜行う。

レベル1：本事業及び小山水処理センターの水処理施設等の運営に軽微な支障を及ぼした場合等

レベル2：本事業及び小山水処理センターの水処理施設等の運営に重大な支障を及ぼした場合等

レベル3：市の承諾なく事業契約書等に反する行為を行った場合、不法行為、虚偽の報告を行った場合等

レベル	事象の例
レベル1	<ul style="list-style-type: none">・ 業務書類の作成や報告の不備・ 市への連絡不備・ セルフモニタリングが計画通りに行われなかった場合・ 故障等による施設・設備の短期間の機能停止等
レベル2	<ul style="list-style-type: none">・ 栃木県下水道資源化工場への汚泥搬出が計画通りに平準化されなかった場合・ 温室効果ガス排出量が技術提案の水準よりも多い場合・ 返流水負荷が増大し、水処理の消費エネルギーが増大した場合・ 頻発する故障に対して必要な対策を講じない場合・ 不衛生状態を放置した場合・ 長期にわたり報告がない場合・ レベル1に該当する場合で複数回の是正勧告の手続きを経てなお是正が認められない場合等
レベル3	<ul style="list-style-type: none">・ 市への虚偽の報告（故意及び重過失）・ 市に承諾を得ることなく固形燃料が契約内容と異なる方法で処理や有効利用がされている場合・ 固形燃料や副製造物の不法投棄・ レベル2に該当する場合で複数回の是正勧告の手続きを経てなお是正が認められない場合等

(イ) 是正の確認

市は事業者からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受けたときは、随時のモニタリングを行い、是正計画書に基づいた是正が行われたかどうか確認を行う。

(ウ) サービス購入料の支払い留保

(イ) におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと市が判断した場合、市は是正が確認されるまでサービス購入料の支払いを留保することができる。

(エ) 維持管理業務担当企業の変更の要求

(イ) におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと市が判断した場合、維持管理企業の変更を事業者に要求することができる。

(オ) 事業契約の解除

市は次のいずれかに該当する場合は、事業契約を解除することができる。

- a (ウ) の措置をとったにもかかわらず、是正効果が認められないと市が判断した場合
- b 事業者が、(エ) の措置を要求されているにもかかわらず、その後 60 日以内に、維持管理企業の代替企業を選定せず、その合理的理由を市に提示しない場合

(カ) やむを得ない事由による場合の措置

次に該当する場合は、下記ウに示す減額ポイントは発生しないものとする。

- a やむを得ない事由により要求水準等の未達の状況が発生した場合で、事前に事業者より市に連絡があり、市がこれを認めた場合
- b 明らかに事業者の責めに帰さない事由によって要求水準等の未達の状況が発生した場合で、市が事業者の責めに帰さない事由と認めた場合

ウ 減額ポイントの算定

市はイ (ア) のレベルに応じて、次のとおり減額ポイントを算定する。

- a 市が事象を確認した日又は報告書等から事象の発生が確認された日を 1 日目とし、市が当該事象の是正を確認した日又は報告書等から当該事象の是正が確認された日の前日まで減額ポイントを累計する。ただし、事業者の責によらない事由により是正が遅延した場合、遅延した日数にあたる減額ポイントは累計しない。
- b レベル 1, 2 に該当する場合、再是正勧告を行ってなお是正が認められない場合に減額ポイントを累計する。レベル 3 に該当する場合、是正勧告を行った段階で減額ポイントを累計する。
- c 四半期ごとに累計された減額ポイントは、翌期に繰り越さない。

レベル	減額ポイント	減額ポイント計上期間	
		開始日	終了日
レベル1	各事象につき1日1ポイント	市が事象を確認した日	市が是正を確認した日
レベル2	各事象につき1日3ポイント	又は報告書等から事象	又は報告書等から是正
レベル3	各事象につき1日10ポイント	の発生が確認された日	が確認された日の前日

エ サービス購入料の減額

サービス購入料の減額対象は、サービス購入料B-1及びB-2とし、当該サービス購入料から当該サービス購入料に累計した減額ポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。毎月支払いとした時も同様とする。ただし、四半期ごとの累計した減額ポイントが9ポイント以下の場合、サービス購入料の減額は行わない。

減額ポイントに対応する減額割合は、次のとおりとする。

支払対象期間（3ヶ月間）の 減額ポイント合計	サービス購入料の減額割合
1～9ポイント	減額なし
10～99ポイント	減額ポイント×0.10%（1.0～約10%）
100～199ポイント	減額ポイント×0.15%～5%（10～約25%）
200～299ポイント	減額ポイント×0.25%～25%（25～約50%）
300ポイント以上	減額ポイント×0.50%～100%（50～100%）

（4）事業終了時のモニタリング

ア モニタリングの方法

（ア）事業終了時、原則として、契約終了日の6か月前から1か月前までの間に、市及び事業者は、双方立会いのもと、本施設について次の機能等の確認を行う。ただし、継続使用に支障のない通常の経年変化による劣化、汚損、能力低下等を除く。

ア 本施設を継続して使用することに支障のない状態であること。

イ 本施設の主要な部分に大きな破損がなく、良好な状態であること。

ウ 主要な設備が当初の実施設設計図書に規定されている基本的な性能（処理能力等、計測可能なもの）を満たしていること。

（イ）事業者は前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した施設機能確認報告書を作成し、確認完了の日から14日以内に市に提出すること。

イ 要求水準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、本施設の状態が要求水準を満たしていないと判断した場合は、事業者に対して直ちに適切な措置を行うよう要求することができる。事業者は、直ちに措置を実施し、市の確認を受けなければならない。

事業者が措置を行わなかった場合又は事業者の行った修繕では要求水準書等に定められた要求水準を満たさなかった場合、市はサービス購入料の支払を留保することができる。

(5) サービス購入料の返還

サービス購入料支払後に、月報、年報への虚偽の記載を含む、市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければサービス購入料が減額される状態であった場合、事業者は、減額されるべきサービス購入料に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべきサービス購入料を市が事業者を支払った日から、市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和25年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（1年を365日とする日割計算とする。）で計算した額の違約金を付するものとする。

別紙3 サービス購入料の改定方法

(1) 改定の基本的な考え方

設計・建設業務に係るサービス購入料について、国の交付金制度の変更や物価変動を踏まえて改定を行う。また、維持管理・運營業務に係るサービス購入料について、物価変動を踏まえて改定を行う。

(2) 国の交付金の交付額の変更に伴うサービス購入料A-1、A-2の改定

ア 交付制度の変更

技術提案時点から国の交付金制度の変更があった場合、サービス購入料A-1は変更後の交付金制度に基づいた交付額を事業者に支払う。また、交付金制度の変更によるサービス購入料A-1とA-2の差額については以下のとおり取り扱う。

(ア) 交付金制度の変更により交付額が減少する場合

技術提案時点で想定していたサービス購入料A-1と制度変更後の交付額の差額はサービス購入料A-2に上乗せして市が事業者を支払う。

(イ) 交付金制度の変更により交付額が増加する場合

交付額全額をサービス購入料A-1として市から事業者を支払う。また、サービス購入料A-2は改定後のサービス購入料A-1を差し引いた額に改定する。

イ 年度出来高に差が生じた場合

各事業年度において市に交付された国の交付金の実額と、別紙1(5)アに示す当該事業年度に係る出来高予定額に差が生じた場合、その差額は、当該事業年度以降の出来高払い又は市の定める別段の支払スケジュールに従って、市が支払うものとする。

(3) 物価変動に伴う改定

ア 設計・建設業務に係る対価の改定(サービス購入料A-1、A-2)

サービス購入料A-1、A-2について、以下のとおり物価変動に基づいて改定する。

(ア) 市及び事業者は、事業契約締結の日から12ヶ月を経過した後から新規施設の引渡し前までに、国内における賃金水準や物価水準の変動により設計・建設業務に係るサービス購入料A-1、A-2が不相当となったと認めたときは、相手方に対してサービス購入料の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。

(イ) サービス購入料の改定方法は、変動前残工事費等(本契約に定められたサービス購入料A-1、A-2から割賦金利及び(ウ) aの基準日における出来形(工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。))の額を控除し

た額をいう。以下同じ。)と変動後残工事費等との差額のうち変動前残工事費等の1,000分の15を超える額(以下、「改定増減額(以下(ウ)により算出した変動前残工事費等に相応する額をいう。以下同じ。)」という。)について、サービス購入料A-2の元本に加除し、これに基づき割賦金利を再算定したサービス購入料A-2の改定額を定めるものとする。

- (ウ) 変動前残工事費等及び変動後残工事費等は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。
- (エ) 上記(ア)の規定による請求は、本規定によりサービス購入料の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、(ア)から(ウ)までにおいて「事業契約締結の日」及び「入札日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス購入料変更の基準日」と読み替えるものとする。
- (オ) 特別な要因により新規施設の引渡し前までに主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス購入料が不相当となったときは、市又は事業者は、前各項の規定によるほか、サービス購入料の変更を請求することができる。
- (カ) 予期することのできない特別の事情により、新規施設の引渡し前までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス購入料が著しく不相当となったときは、市又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、サービス購入料の変更を請求することができる。
- (キ) 前2項の場合において、サービス購入料の変更額については、市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、市が定め、事業者に通知する。
- (ク) 前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市が(ア)、(オ)又は(カ)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

イ 維持管理・運營業務に係る対価の改定(サービス購入料B-1、B-2)

サービス購入料B-1、B-2について、以下のとおり物価変動に基づいて変動させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の4月分から反映させる。

初回の改定の計算は、令和5年6月30日に行い、サービス購入料B-1、B-2の初回の支払から適用する。

(ア) サービス購入料B-1、B-2の費用区分

サービス購入料B-1、B-2は、本事業での維持管理・運營業務に要する費用を

いう。

サービス購入料B-1、B-2の物価変動による改定の計算式

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の各支払額（税抜）

X：改定前の各支払額（税抜）

α ：改定率

α = 改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値 / 改定計算時の前々年度の物価指数の年度平均値

※ α は少数点第5位以下を切り捨てるものとする。

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

(イ) サービス購入料B-1、B-2の改定方法

事業者は、毎年度6月30日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び改定する場合は翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度のサービス購入料を確定する。

【物価変動に採用する指標】

区分	内容
光熱水費（電気、水道、ガス等）	電気・水道・ガス会社等との契約単価
その他	消費税を除く企業向けサービス価格指数 / 下水道（日本銀行調査統計局）

※消費税率の変更があった場合は、その影響を除外して計算することとする。

※指標は、事業者の提案を踏まえて、市と協議により変更することも可能とする。

※用いている指標がなくなった場合や、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなった場合は、その後の対応方法について市と事業者が協議して定めるものとする。

別紙4 電気料金の算出方法

(1) 電気料金

事業者が負担する電気料金（基本料金と電力量料金の合計額）は、市が契約する電力事業者の電力供給約款に準じてサービス購入料の支払い時期に関わらず毎月算出する。

(2) 基本料金

事業者が負担する基本料金は下式により算出する。

【契約電力が 500kW 未満の場合】

事業者が負担する基本料金（円/月）＝小山水処理センター全体の基本料金（円/月）
× C / (A + B)

A：小山水処理センターの契約電力（最大需要電力）(kW)

B：消化ガス発電設備による発電電力(kW)（場内利用の場合）

C：本施設の最大需要電力(kW)

D：本施設以外の水処理等の最大需要電力(kW)（＝A＋B－C）

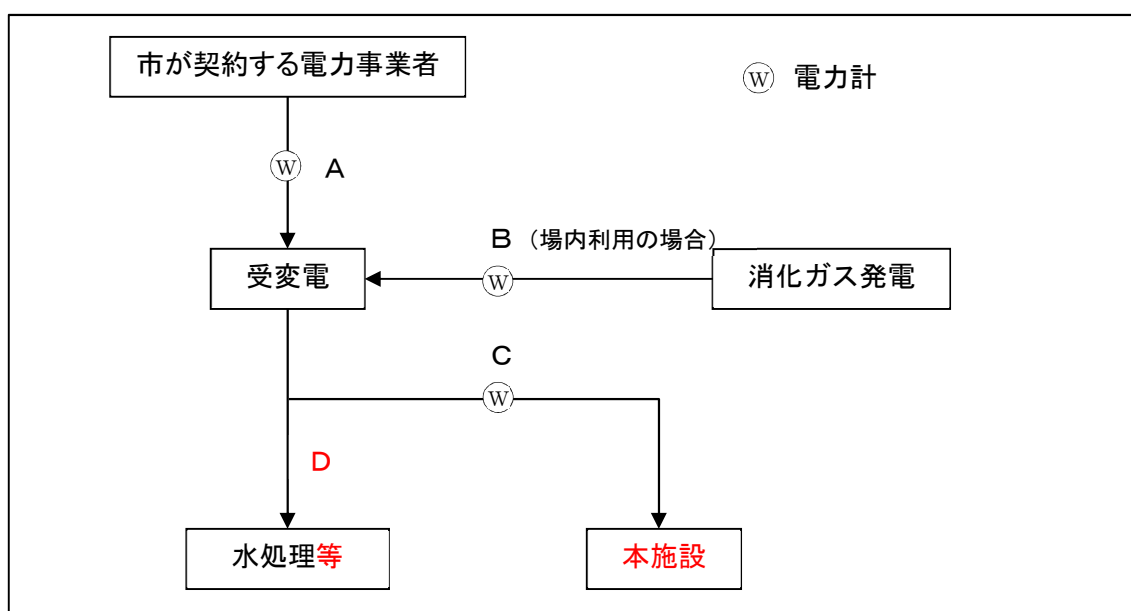


図-1-1 最大需要電力の計量模式図

【契約電力が 500kW 以上の場合】

事業者が負担する基本料金（円/月）＝小山水処理センター全体の基本料金（円/月）
× C / (A + B)

A：小山水処理センターの契約電力(kW)

B：事業者が申し出た消化ガス発電設備による発電電力が低減する契約電力(kW)（場内利用の場合）

C：事業者が申し出た本施設の最大需要電力(kW)

D：市が申し出た水処理等の最大需要電力(kW)

※契約電力が 500kW 以上の場合、事業者が本施設（C）、市が水処理等（D）の最大需要電力を申し出、その合計した値から事業者が申し出た消化ガス発電設備による発電電力が低減する契約電力（B）を差し引いた値を契約電力とする。

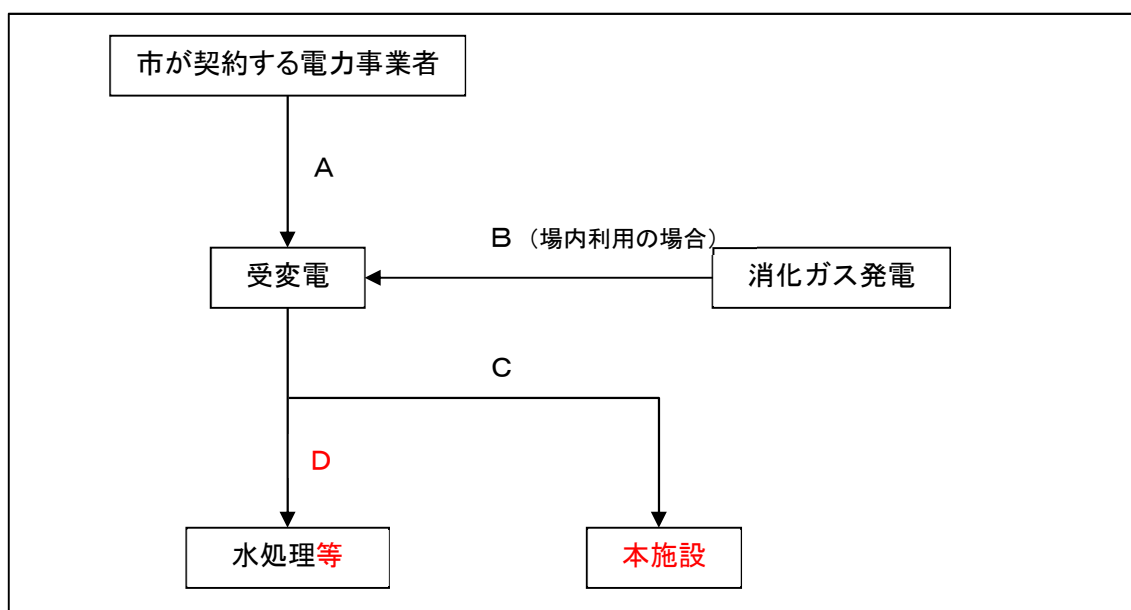


図-1-2 最大需要電力の計量模式図

なお、見積金額の算定に当たっては下記条件に基づき算出すること。

- ・契約種別：高圧電力*

市と電力事業者の契約における基本料金単価＝1,815.00（円/kW）（税込 10%）

※消化ガス発電により発電した電気を場内利用することにより契約種別が変わることが想定される場合は、想定される基本料金単価とすること。

- ・本施設の最大需要電力：事業者予定値（kW）

（3）電力量料金

事業者が負担する電力量料金は、本施設の消費電力量に電力量料金単価を乗じて算出する。

事業者が負担する電力量料金＝本施設の消費電力量×電力量料金単価

- ・ 本施設の消費電力量は、管理棟電気室に事業者が設置する汚泥処理一次盤の電力量計の計測値と、管理棟電気室に設置されている動力主幹分岐盤および照明主幹分岐盤の本事業に関わる電力量計の計測値の合計とする。
- ・ 電力量料金単価は市と電力事業者の契約における該当月の単価：電力量料金（夏季又はその他季）、電力量料金（燃料費調整額）、再エネ発電賦課金の合計とする。（該当する項目に変更があった場合は変更後の項目とする。）
- ・ 事業者が計量する本施設の消費電力量の計量期間は、毎月1日から月末とする。

なお、見積金額の算定に当たっては下記条件に基づき算出すること。

- ・ 電力量料金単価*：夏季（7月1日から9月30日）16.16(円/kWh)（税込10%）
 その他季(10月1日から翌年の6月30日)15.15(円/kWh)（税込10%）
 燃料費調整額：-2.76（円/kWh）
- ・ 再エネ発電賦課金：2.98（円/kWh）

※消化ガス発電により発電した電気を場内利用することにより契約種別が変わることが想定される場合は、想定される電力量料金単価とすること。